

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園の使用許可	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第6条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用者の資格があるか（条例第5条） 堺市内に住所（住民基本台帳法による住民登録をしていること。）があるか。</li> <li>2. 同一世帯に属する者が、使用許可申請を重ねて提出していないか。 （同条例施行規則第3条第2項）</li> <li>3. 堺市霊園の使用許可を受けている者及びその世帯員が、使用許可の申請をしていないか。 （同条例施行規則第3条第3項）</li> <li>4. 使用許可対象者が、条例第8条の規定に基づいた公募により申込みがあり、条例第9条の規定に基づき使用が決定しているか。</li> <li>5. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれが認められないか。</li> <li>6. 以上の条件を満たし、堺市霊園使用許可申請書に住民票の写しを添えて申請しているか。</li> </ol>	
標準処理期間	標準処理期間	2～4ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	